

厚生労働大臣が定める掲示事項

I. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

II. 一般名処方加算について

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名（有効成分の名称）処方を行う場合があります。特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、一般名処方によって患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

令和6年10月より患者さんが後発医薬品のある先発医薬品を選択された場合には、その差額の一部をご負担いただく仕組み（長期収載品の選定療養）が導入されています。

III. 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

IV. 施設基準等に係る届出について

当院は、九州厚生局に下記の届出を行っております。

- | | | |
|---------------------|--------------------|--------------|
| ◆ 運動器リハビリテーション料（Ⅰ） | ◆ 二次性骨折予防継続管理料 3 | ◆ 電子的診療情報評価料 |
| ◆ リハビリテーション データ提出加算 | ◆ C T 撮影及びM R I 撮影 | ◆ 下肢創傷処置管理料 |
| ◆ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） | ◆ 医療D X 推進体制整備加算 | |

V. 医療DX推進体制整備加算／医療情報取得加算

当院は、医療DX推進体制整備について以下のとおり対応を行っております。

- ◆ オンライン請求を行っております。
- ◆ オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報などを、診察室等で閲覧または活用して診療できる体制を実施しております。
- ◆ マイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）利用を推奨するなど、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ◆ 電子処方箋を発行する体制については協議中です。
- ◆ オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ◆ 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については協議中です。

（経過措置：R8.5.31まで）

当院では、医療DXの推進に伴い、下記の加算を算定しております。

- ◆ 医療DX推進体制整備加算（初診時：1回/月）
- ◆ 医療情報取得加算（初診時及び再診時：1回/3月）



出典/厚生労働省「医療DXについて」

ホームページより

VI. 指定医療等について

- ◆ 労災保険指定医療機関
- ◆ 難病指定医療機関
- ◆ 生活保護法指定医療機関
- ◆ 原子爆弾被害者一般疾病医療機関

VII. 保険外負担に関する事項について

当院では、証明書・診断書などにつきまして、そのご利用に応じた実費のご負担をお願いしております。

【 文書料一覧 】（1通につき）

（消費税込み）

No.	種 類		料 金
1	学校提出用診断書	(小学校・中学校・高校)	500 円
		(大学)	2,000 円
2	留学生診断書		
3	職場用診断書（当院書式）		
4	傷病出勤願書		
5	COVIT-19陰性証明書		
6	公務災害治ゆ報告書		
7	市役所提出用診断書（車いす・装具・パーキングパーミット等）		
8	介護用診断書		
9	通院証明書		
10	保育所入所申込証明書		
11	怪我による公共交通機関のキャンセル用診断書		
12	警察用診断書		3,000 円
13	受診状況等証明書（年金等請求書）		
14	通院・入院・手術証明書（生命保険用診断書）		5,000 円
15	公務災害療養の現状報告書		
16	公務災害認定手続きに伴う診断書		
17	後遺症診断書		